

海事協通信

2016年



号

札幌市開催の日本語能力試験日は、7月3日(日)です！

みんなで日本語能力試験問題例に

挑戦してみましょう！

N1試験

◎言語知識(文字・語彙)



【問題1】 _____の言葉の読み方として最もよいものを 1・2・3・4 から一つ
選びなさい。

彼は今、新薬の研究開発に挑んでいる。

1. はげんで 2. のぞんで 3. からんで 4. いどんで

【問題2】 ()に入れるのに最もよいものを 1・2・3・4 から一つ選びな
さい。

私の主張は単なる()ではなく、確たる証拠に基づいている。

1. 模索 2. 思索 3. 推測 4. 推移

【問題3】 _____の言葉に意味が最も近いものを 1・2・3・4 から一つ選びな
さい。

人をあざむいて、利益を得てはいけない。

1. くるませて 2. だまして 3. きずつけて 4. まよわせて

【問題4】 次の言葉の使い方として最もよいものを 1・2・3・4 から一つ選びな
さい。

いたわる

1. 弱い立場の人をいたわるのは大切なことです。
2. 山田さんはこれまでの努力をいたわってくれました。
3. 母は孫が遊びに来たら、いつもいたわっていました。
4. 政治家は国民の生活をいたわるべきです。

2016年 第1回 | July, 2016 |

日本語能力試験

JLPT Japanese-Language Proficiency Test

● にほんごのうりよくしけん

しけんび
試験日

7月3日

Test date : July 3 (Sun)

じっし
実施レベル

N1からN5までの5レベル

Test levels : 5 levels from N1 to N5

もうしこみうけつけきかん
申込受付期間

3月29日(火)から4月28日(木)

Application period : From March 29 (Tue) to April 28 (Thu)

もうしこ ほうほう
申し込み方法

How to apply



インターネットによる申し込み

Application via Internet

URL: <http://info.jees-jlpt.jp/>

インターネットによる申し込みの場合は受験案内を購入する必要はありません。
In case of Internet application, Application Guide is not necessary.



郵送による申し込み

Application by mail

※郵送による申し込みの場合は受験案内を購入してください。
Purchase Application Guide in case of application by mail.

じゅけんあんないほんばいかか
受験案内 販売価格 Application Guide

500円(願書付) (3月中旬から全国の主要書店で販売)
500 yen (available at major bookstores in Japan from the middle of March)

じゅけんりょう
受験料: 5,500円
Test fee 5,500 yen

しけんかいじょうぜんこくしゅようとし
試験会場: 全国主要都市
Test sites Major cities in Japan

■ 問い合わせ先
にほんごのうりよくしけんうけつけ
日本語能力試験受付センター
Inquiries : JLPT Application Center
Tel. 03-6686-2974

次回の日本語能力試験 The Next JLPT

2016年第2回日本語能力試験
The JLPT in December 2016

● 試験日: 2016年12月4日(日)
Test date: December 4 (Sun)

● 実施レベル: N1からN5までの5レベル
Test levels: 5 levels from N1 to N5

主催: JEES

公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services (JEES)

<http://www.jees.or.jp/>

有給休暇が義務化？

労働基準法改正の見込

現在、労働基準法改正法案は「継続審議」扱いとなっているため、労働基準法改正案の実施は未定となっておりますが、今後のために気になる点を抜粋してみました。
(別紙「労働基準法等の一部を改正する法律案の概要」もご参考ください。)

- ◎年次有給休暇の付与が10日以上の労働者(管理職含む)に対し、付与した有給休暇日数のうちの年5日分について、毎年、時期を指定して与えなければならない。
パートやアルバイトであっても、年10日以上有給休暇が付与されていれば取得義務化の対象となります。

技能実習生も、もちろん
対象となります

当初は、平成28年4月
施行予定でした

- ◎健康確保のために時間外労働に対する指導の強化。
時間外労働に関する行政官庁の助言指導に当たり「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨規定することとなります。

【36協定】で
規定予定

- ◎中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率(50%以上)の適用猶予の廃止(平成31年4月1日施行予定)

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

- (1) **中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し**
 - ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)
- (2) **着しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設**
 - ・ 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。
- (3) **一定日数の年次有給休暇の確実な取得**
 - ・ 使用者は、10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。
- (4) **企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進**(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)
 - ・ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

- (1) **フレックスタイム制の見直し**
 - ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。
- (2) **企画業務型裁量労働制の見直し**
 - ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。
- (3) **特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設**
 - ・ 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
 - ・ また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日：平成28年4月1日（ただし、Iの(1)については平成31年4月1日）

誕生月によって かかりやすい病気が違う！？

そんな驚きの調査結果があるのを知っていましたか？なんと、5月生まれの人是最も病気にかかりにくい！！ さて、さて、あなたの誕生月にかかりやすい病気とは…

1月	高血圧、心筋症	7月	特になし
2月	肺腫瘍	8月	結膜炎
3月	前立腺腫瘍、心不全、増幅弁疾患	9月	喘息、中耳炎、嘔吐
4月	狭心症、心臓合併症、心筋虚血	10月	呼吸疾患、虫さされ、性病
5月	特になし(病気発症リスクが最も低い)	11月	神経疾患、下痢
6月	心筋梗塞前症候群、喘息増悪	12月	打ち身

※この結果はあくまで統計上で見られた傾向であるので、健康状態に大きな影響があるわけではありません！！神経質になる必要はありませんよ！



法律コラム

法律事務所便り 野球賭博にブーイング！！

野球ファンが心待ちにするシーズン開幕。今年のプロ野球界は野球賭博で揺れています。野球賭博のほか、複数球団の選手がチームの勝敗を巡って金銭のやり取りを行っていたことも明らかになっています。

さて、話題の「賭博」。刑法では、賭博をした者は50万円以下の罰金又は科料、と定められています。常習として賭博を行った場合は、3年以下の懲役です。

賭博とは、偶然の勝敗により財産上の利益の得失を争うことをいいます。賭けるものは金銭に限らず、財産上の利益も含まれます。

ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたときは、賭博罪は成立しません。例えばその場で飲食する食事などが例に挙げられます。「一時の娯楽に供する物」といえるかは、社会通念に従って客観的に判断されますが、判例は金銭が授受された場合には金額の大小に関わらず賭博罪の成立を認めているようです。

ファンの夢を裏切らない、クリーンな球界にしてほしいものです。

あお葉法律事務所 弁護士 伊藤 絢子



今月号の担当は、西川でした！

ちなみに日本語問題例解答は…【問題1】⇒4 【問題2】⇒3 【問題3】⇒2 【問題4】⇒1